

標準処理期間 :

特例風俗営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、申請に係る実態調査を行った日から30日を目安として定める。